

別表2 農薬節減栽培農産物及び化学肥料節減栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準

農産物	品目	区分	化学肥料の施用量 (窒素成分量kg/10a)		節減対象農薬の 延べ有効成分数	
			化学肥料節減 栽培農産物 (県慣行5割 以下)	県慣行栽培	農薬節減栽培 農産物 (県慣行5割 以下)	県慣行栽培
米		移植栽培 直播栽培	3.5	7	8	17
茶			5	11	1	2
豆類	大豆		2	4	6	13
	小豆		1	2	3	6
麦類	大麦		6	13	2	5
	小麦	ゆきちから ゆきちから以外	9 9	18 18	4 4	9 8
野菜	きゅうり	ハウス促成	20	40	16	32
		ハウス抑制	17	35	15	30
		露地夏秋	16	32	12	24
	トマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	30
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	ミニトマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	31
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	なす	半促成・早熟	24	48	11	23
		露地夏秋	15	30	11	23
	かぼちゃ		9	18	4	8
	ズッキーニ		8	16	2	5
	ピーマン類		15	30	6	13
	いちご		15	30	20	41
	メロン	アールスメロン系	7	14	9	18
	えだまめ		4	8	3	7
	さやいんげん	わい性	7	14	4	8
		つる性	9	18	4	8
	サヤエンドウ		10	21	4	8
	そらまめ		9	18	5	10
	スイートコーン		13	26	4	8
	だいこん		10	20	5	10
	にんじん		13	26	5	10
	ヤーコン		5	10	-	-
	さといも		12	25	4	8
ごぼう		10	20	4	9	
はつかだいこん		8	16	2	4	
ばれいしょ		7	15	3	7	
なばな類		15	30	4	9	
非結球あぶらな科葉菜類		9	18	3	7	
キャベツ		12	25	9	18	
チンゲンサイ		12	25	3	7	

農産物	品目	区分	化学肥料の施用量 (窒素成分量kg/10a)		節減対象農薬の 延べ有効成分数	
			化学肥料節減 栽培農産物 (県慣行5割 以下)	県慣行栽培	農薬節減栽培 農産物 (県慣行5割 以下)	県慣行栽培
野菜	はくさい		12	25	7	15
	ブロッコリー		12	24	5	10
	しゅんぎく		13	27	4	8
	結球レタス		10	20	4	8
	アスパラガス		14	29	5	11
	たまねぎ		11	22	5	11
	にら	ハウス	15	30	6	13
		露地	13	27	6	13
	にんにく		12	25	5	10
	ねぎ		15	30	9	19
	こねぎ		15	30	6	13
	せり		20	40	3	6
	パセリ		15	30	4	8
	みつば		8	16	3	7
	アマランサス (ヒユナ)		8	16	1	3
	しそ		8	16	4	9
	つるむらさき		22	44	2	4
	ほうれんそう	ハウス周年	8	17	4	8
		露地	10	20	4	8
	モロヘイヤ		15	30	2	5
みょうが (花)		10	20	2	4	
果樹	りんご		5	10	18	36
	なし		13	26	17	34
	もも		6	12	14	28
	ベリー類		6	12	1	2
	洋なし		8	16	16	33
	ぎんなん		10	20	-	-
	おうとう	露地雨よけ	7	15	13	26
		加温促成	7	15	5	11
いちじく		4	8	6	12	

- 注1： なばな類，非結球あぶらな科葉菜類は，農薬登録における適用作物に準じる。
- 注2： 着果促進剤などの植物成長調整剤の使用回数は，使用回数が一般的に局所的に処理されるとともに，重複せずに使用されるものについては1回の使用回数とする。
- 注3： 農薬の延べ有効成分数とは，当該農産物の栽培期間中に使用された農薬のトータル成分回数を表す（同一薬剤であっても複数回散布すれば，そのすべての回数を成分カウントする）。
- 注4： 購入時に節減対象農薬や化学肥料が施されている種子，種苗を使用した場合は，節減対象農薬の使用回数及び施肥量（窒素成分数）をカウントする。